

所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和五年十月十七日

徳島県知事
後藤田正純

徳島県条例第三十八号

所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「別表第一第一号」を「別表第二第一号」に改める。

- 一 徳島県土地改良財産の管理及び処分に関する条例（昭和五十八年徳島県条例第十八号）別表
- 二 徳島県漁港管理条例（昭和四十三年徳島県条例第二十五号）別表第一の二の表
- 三 徳島県都市公園条例（昭和三十三年徳島県条例第二十号）別表第二の一の表

附則

この条例は、公布の日から施行する。